

タイラーオ農村における
親族関係と近親による生産・消費の共同について

口羽益生（龍谷大学文学部）
武邑尚彦（滋賀県立短期大学家政部）

はじめに

1964年に東北タイ農村ドンデーン村を最初に調査した水野浩一は、同村の社会構造を理解するための中核概念として、「屋敷地共住集団」という概念を提示した。この概念それ自体はいくつかの問題を含んでいるが〔坪内1980；口羽・前田1980；北原1983；口羽・武邑1983〕、水野の着眼した点は、ドンデーン村の社会構造の特徴を理解するためには重要である。

ドンデーン村では、近親の2～3世帯による生産・消費の日常的な共同がかなり見られる。水野は、調査直後の論文(1965)では、この共同単位を「家族の特殊形態としての親族集団」〔1981: 90,100〕、「世帯共同体」〔1965b: 54〕または「親族共同体」〔1981: 84〕としてとらえているが、親族の集団性のあいまいさや一家屋内での構成員の同居を中心として理解される世帯概念のためか、後にはこれらの表現を用いず、近親の複数世帯間の生産・消費の共同を「屋敷地共住集団」〔1968〕として把握する。そしてこの中核を、妻方居住制と娘を中心にした農地の相続慣行のために、娘が結婚して親世帯と同居の後、別居独立し、娘世帯が経済的に自立するまでの親・娘世帯間の一種の農業共同組織であるとする。ドンデーン村には親世帯に従属し、小作とも考えられない農業従事世帯が多いのは、このためである。しかし水野はさらに後に(1975)、この共同関係を「屋敷地共住結合」と表現し、「集団」よりも「結合」と表現する方が望ましいことを示唆している〔水野 1981:-194注2〕。

筆者たちは、1981年と1983年のドンデーン村における追跡調査〔1〕において、この問題について理解を深める機会を得たが、同時に水野の初期の問題の理解の仕方、つまり、「親族共同体」の概念の方が、土地を契機とした近親の共同として屋敷地に強調点が置かれすぎる「屋敷地共住集団」よりは、事実の理解にはより適切ではないかと考えるようになっている〔口羽・前田 1980:190〕。もっとも共同体という概念は、共同関係の永続性を強く示唆するので、ドンデーン村の事実を説明するには、やや不適切ではあるが、近親間の共同関係が永続的ではないとしても、一つの集合的な単位を構成することを示唆する点では的を射ている。実際のところ、ドンデーン村の近親世帯間共同は、農業経営の観点からすれば、一つの社会的単位として考える必要があるように思われる〔宮崎1984〕。

しかし、その単位は、世帯のように永続的なものではなく、農業の作季単位の短いものもあり、共同の一応の目標が達成されると、個々の世帯に解消される。また、ある世帯が親世帯ときょうだいの世帯と別の共同関係を二重にもつ場合もあり、その他

の複雑な形態もあり、そのような共同関係を一集団として把握しにくい面もある。水野が「集団」よりも「結合」が望ましいと後に考えたのも、事実を世帯間の共同関係ととらえた方が、その特徴の理解には、より有効であると再考したことによると思われる。本論では、そのような世帯間共同を、社会的な一単位と認めても、上記の観点から、それを「共同体」や「屋敷地共住集団」という概念でとらえることは避ける。

また水野の理解では、そのような近親間共同は、娘世帯が親世帯から別居し、経済的に自立するまでの親・娘世帯間共同としてとらえられ、老親の扶養は、親と同居する末娘によってなされるものと定式化される。老親扶養のための親子世帯間の共同や親子以外の近親間の共同の可能性については、ふれられていない。確かにドンデーン村のこの種の共同関係は、親子中心に展開するが、家族・親族の互助規範からすれば、もうすこし柔軟な性格をもつものとして理解でき、事実、現実には老親扶養や親子以外の近親間共同の形態も見出せる。

さらにもう一つの留意点を挙げれば、水野によれば、一方において、タイ家族では、個人は集団からの相対的独立性が強い反面、近親の世帯間共同では、強い共同感情に支えられた共同が見られる。前者は近親の二者関係の累積体としてとらえられ、二者関係には、「損得相互依存の感覚」とともに「相互に相手を思う気持を価値ありとする間柄の論理」、つまり、相互の資質がより尊重される関係があるとみられる。それは西欧的「個の論理」や日本的「集団の論理」とは異なる価値であり、その価値が仏教という「道徳的支柱」に支えられている〔水野 1981: 110, 202-203; 1975: 43-44〕。個人の相対的独立性が強いタイ家族において、何を根拠にして互助的献身性が生ずるのであろうか。この点については、理解社会学や解釈論の視点〔Geertz 1973: Ch.1, Ch.4〕が、事実の理解には有効であるように思われるので、その視点から近親互助の意味論的背景についても検討してみたい。

上記諸点について留意しながら、本論では、筆者たちがドンデーン村において、質問票を用いて全世帯主を対象にした面接調査、聴取り調査、参与観察によって得た資料に基づき、親族関係にみられる規範的特徴、その意味論的背景、世帯の家族周期を検討し、近親の世帯間共同の諸特質の理解を深めるための一試論を提示したい。

I 親族関係の特徴

まず最初にドンデーン村における親族の諸関係について検討してみよう。

村には血縁、血筋、血統を意味するスム(sum)、ネーオ(naео)、セーング(saeng)という言葉がある。血筋を同じくする間柄をスムディオカン(sum dio kan, naео dio kan, liat dio kan)〔2〕といい、近親関係を意味する〔3〕。近親関係は同時に互助が期待される間柄でもある。

村人によれば、スムディオカンという言葉によって示される近親関係の範囲には、広狭の二義がある。狭義には、それは夫婦、親子、きょうだいのごく近い関係を意味し、家族の概念とほぼ同じである。広義には、祖父母、孫、おじ・おば、甥・姪、いとこ・ふたいとこまでに及ぶ関係を意味する。いずれの場合にも、近親の配偶者を含

めて考えられている。

夫婦関係は婚姻による関係ではあるが、相互に実の名やきょうだい(phi・nong)と呼び合い、呼称の上で相互にスムディオカンとなるのは興味深い。広義に理解される場合の実際の近親関係の密度は住居の近接性、親密さの度合、日常の互助の度合によって異なる。父母が早く死に、頼れるおじ・おばなどいない場合には、遠縁の親族や親しい非血縁の村人が近親の代りとなり、近親関係は状況によって擬制的に拡大される。

個人から見れば、父方・母方の親族は同等に重要である。双方とも等しく重要なことをケーングカン(koeng kan)と村人という。近年、多少の変化は見られるものの、未だ妻方居住の慣行が支配的であるため〔口羽・武邑1983: 300-301〕、個人にとって母方の親族が一層重要であるように思われそうであるが、必ずしもそうではない。父方・母方の親族が共に近接居住し、頼りになる場合は、双方とも重要である。個人にとって、どちらか一方のみが平素頼りになる場合は、より多くの助力と庇護が期待できる方がより重要となる。しかし、統計的には、妻方居住のため、母方の親族がより重要であるとする事例が多い(表1参照)。

奇妙なことに、村の中に、家族という言葉はない。あるのは世帯(hien dio kan)と近親(sum dio kan)である。標準タイ語で、家族または世帯を意味するクロープクルア(khroop khrua)は、タイラーオ語ではコープヒェン(khoop hien)という〔4〕。世帯のことをヒェンディオカン(hien dio kan)ともいう。いずれにしても、世帯は、同じ家屋に住む近親の、他とは明確に区別される生活共同の基本単位と考えられている。その構成は、親と未婚の子女を基本とし、しばしば娘夫婦とその子が含まれ、他の近親が含まれることもある。そして世帯主の存在も、比較的明白に意識されている。

世帯をともしする実の親子間の互助は基本的には自明のこととされているので、親子間では、「共働・共食・共用(het nam kan, kin nam kan, sai nam kan)」と呼ばれる規範はあまり強調されない。この規範は、具体的にはさまざまな形で表現されるが、通常「共働、共食」と表現され、近親間の互助の象徴的表現として、しばしば広く親族一般の共同にも用いられる。それが特に強調されるのは、近親間において、そのような共同が強く期待されている時である。もっとも、同居未婚子の場合でも、婚期を過ぎ、独自に収入を得て、ほぼ自立している場合で、しかも親との生活の共同が強く期待されているときにも、その規範は強調される〔5〕。

上述のように、ドンデーン村では、世帯のほかに、親族(家族を含む)を指すスムというカテゴリーがある。この親族について述べる前に、まず、親族と世帯の概念的枠組について整理しておこう。

既述のように、スムは狭義には、家族を指し、広義にはエゴを中心に、父方・母方双方の血族・姻族を指す。もっとも水田を中心にした近親間の互助関係には、姻族よりも血縁が重視される面も見られる。しかし、この親族の概念は、厳密に言えば、明白な境界をもつ日常的な共同の社会的単位を示す概念ではない。親族的諸関係のネットワークを示すカテゴリーである。

親族の諸関係には、後述のように、それらを秩序づける支配的な規範がある。親族が集会的活動をする時、たとえば、共通の先祖の供養儀礼をする時には、親族の長老の指導によって、その規範にそって活動は組織される。親族の規範は、そのような活動にかかわりをもつ者を明示するが、当該者の活動への参加不参加は、当人の親族関係内での地位、置かれている状況や個性・人柄・選好などに依存する。このように、上記の家族・親族は、文化的に規定された諸関係の「圏(circle)」であって【口羽・前田1980】、membershipの明白な集団ではない。したがって、本論においては、下記のような明確な集団単位としての世帯と区別して、家族・親族の概念を用いる。

ドンデーン村の世帯は、一家屋に同居する近親の日常的な生活共同の単位である。その構成は世帯の家族周期の段階によって種々異なる。しかも家族周期上にみられる個々の世帯の構成は、一般的に予想されるような典型的な形を常にとらないので、世帯構成はかなり複雑なものになる。

たとえば、子供の出生、不妊、他出や婚姻、離婚、養子、既婚子の同居や別居などによって、世帯の構成や規模、家族周期は多様となる。予期せざる主要成員の死、世帯主の出稼ぎによる長期の他出などは世帯構成をかなりいびつにする。さらに結婚した子供の経済的自立への扶助、子供の養育費の獲得、子供の婚姻や相続、親の老後の生活のための資産の確保、農業生産のための労働力の確保や世帯の農業生産の規模なども、世帯の構成のみならず、世帯のあり方に影響を与える。

これらの諸問題は、相互依存性の高いものであるが、世帯内で処理しえない場合には、新たな成員を何らかの形で補充するか、世帯をこえた世帯間共同によって対処することが必要となる。このような成員の補充や世帯間共同は、必ずしも近親間においてのみ行われるものではないが、ドンデーン村では、親族関係に見られる規範が成員補充や世帯間共同のあり方にかかなり明確な方向性を与える。そこで、まず村人によって重要とされる親族関係に支配的な規範を模索しながら、親族関係の他の特徴について見てみよう。

一般的にいった、男子は21才までに得度し、一時的に寺院で僧の経験をもつことによって、一人前の社会人となり、結婚する資格があると社会的に認められる。仏門に入ることには、成人式のような意味がある。平均的にいえば、初婚年齢は男性で22.9歳、女性で20.7歳である。結婚相手を見つけるのは、ほとんどの場合本人で、親が相手を見つける場合もあるが、それはごく少なく、全世帯主について見れば、全体の約7%である。

妻方居住制、娘相続の慣行が未だ支配的であるため【口羽・武邑 1983:301-303】、財の相続が多いと思われる娘には、多くの婿の候補者がいるという。しかし、近年、この傾向に多少の変化がみられ、村に婚入する女性も増えつつあり、男性で農地を相続する事例も増えつつある【同所】。

男性は結婚すると、原則として妻の親の世帯と同居し、その世帯の主要な労働力となる。娘夫婦は親と同居しても、一応の自立性を与えられるが、親と娘夫婦の間では「共働・共食」の規範が特に強調され、近くの町の工場に勤めていても、娘婿は、そ

の規範に従って週末に農耕を手伝うことが期待されている。農繁期の週末に、工場の仕事のため手伝えない場合、彼は人を雇う費用として金を妻の親に渡すこともある。娘婿は妻の親に敬意をはらい、従属することが期待されており、この関係がうまく行かないときには、離婚になる場合が少なくない [6]。

娘夫婦に子供ができ、あるいはその娘の妹の結婚の時、または多少経済的余力ができると、娘夫婦は別居して、自分の家屋をもつ。子供2世帯の同居は不和のもとであるという。別居のための屋敷地や家屋は、親の屋敷地内に、文字通り小さな小屋が建てられたり、妻方の親が裕福な場合には、主に妻方の資金援助で近くに購入され、建てられる。別居後も、娘世帯と親世帯は、しばらくは「共働・共食」を行う場合が多い。

このような別居の親・娘世帯間の「共働・共食」は、通常、娘夫婦は親の田畑で文字通り共働き、事例によってはほとんど親の家で食事をする形で行われる。実際に共食をしなくても、収穫米を親の米倉で保管し、娘夫婦が必要な量の米を自由に持ち出して食べる場合も「共食」といわれる。また妻の両親が年をとり、孫の世話をし、あるいは寺院活動に積極的に参加して、実際の野良仕事は娘夫婦の手に任せられるときも、「共働」と呼ばれる。

しかし、娘夫婦の経済力が強くなると、親子2世帯間の共同の密度は、さまざまな形で薄れていく。娘夫婦は親から農地の管理を任せられ、自らの米倉をもち、また親の農地の一部を分与され、相続したり、農地を購入したりして、次第に自らの資産をもつようになるが、それにつれて、「共働・共食」は、次第に「共働・分割」(het nam kan, pan kan)の形態に移行する。収穫米の分割には、いろいろな意味がある。収穫米の文字通りの折半であったり、親が子に分与するのであるから、分割の内容は、親の決定に依存するという場合もある。

このような世帯間共同は、娘夫婦が独立する時にのみ行われるものではない。娘夫婦が完全に独立してからも、娘世帯が困窮するとき、たとえば、夫が長期の出稼ぎに行き留守をし、妻が経済的に困るときなど、親・娘世帯間で「共働・分割」の共同が行われる。また老親の扶養のためや、経済的な互助、労働力の必要な場合も世帯間の「共働・分割」が行われる。

また「共働・共食」は親・娘世帯間のみならず、きょうだい間、おばと甥の間でも、事例は少ないが、行われる。それは特に、V節で述べるように、近親が経済生活を営むのに困窮して、互助が強く期待されいときに見られる。

II 親族共同の規範

近親関係の規範の主なものには二つある。その一つは長幼の序である。祖父母、父母、きょうだい、孫の世代は一般にドンデーン村では、プータオプーケー、ポーメー、ピーノーング、ルークラーン (phu thao-phukae, pho-mae, phi-nong, luk-lan) と表現される [7]。世代を異にする近親の間では、相互に尊敬と庇護が期待されているが、同世代の年長・年少者間でも同様である。

さらに近親間の互助関係の場合、もう一つの「もてる者」が「もたざる者」を助けるという原則がある。一般的には、両者は年長者・年少者の間柄にあるが、それは必ずしも長幼の序と常に合致するものではない。弟妹や甥・姪が、兄姉やおじ・おばを助ける場合もある。このような長幼の序とは逆の関係において、近親間の援助が行われる場合は、一般的には相続のあり方と関連している。

伝統的には、息子には水牛や金銭のような動産を、娘には農地のような不動産を与える相続慣行がある。この事実は、親の子に対する不公平性によるのではない。子に対する態度は基本的には平等である。村には「男は粳米、女は白米」(Phusai pen khao piak, maejing pen khao sang.) という諺がある。男性は、どこにいても粳米のように芽を出す力をもっているが、女性はそうではないという意味であるが、一般に息子は独立、他出することが期待され、妻方の農地を相続によって得るので、農地の相続は娘中心に考えられる。

しかし、実際の傾向としては、水田に限ってみると、親の所有面積が多いほど、水田相続は末娘が多く相続しながらも、男女の間で分割相続され、親の所有面積が少ないほど、末娘一人か、娘のみになされている[林1984: 8-13]。息子の場合でも、経済的な困窮者には農地が分与され、娘がいない場合には、息子が農地を相続する。近年、世帯を基準にしてみると、所有農地の零細化傾向が多少みられるので[8]、娘への相続面積が減少しつつあり、娘・息子ともに農地の相続を受けるケースも少なくなっている[口羽・武邑1983: 301-303]。しかし、主に娘が農地を相続するという事例は実際に多く、親は老後に、娘、特に末娘との同居を望む者が圧倒的に多い[9]。

しかし、相続については、村人の大多数は、親子間で農地を均等分するのが望ましいと考えている。たとえば、子供3人の場合、親は農地を4~5等分し、子に各1を与え、残りの1~2を親または両親のために保持するという[10]。親の分は、老後のためのものであるが、これには別の含意もある。

この親の分は、古い言い方で「父母のための供養料」(bia phao phi khong pho mae)と表現される。水田農地のみならず、親が最後まで保持する家・屋敷、その他の財を含むこの「供養料」は、親の老後を世話する子によって相続される。その子は、他の子よりかなり多くの資産を持つことになるが、親の死後、親の来世での転生のためにタンプン(功德 bunを積むthamの意)儀礼を主催する義務がある。

つまり、「供養料」にはいくつかの含意がある。それは親の老後の世話をした子への代償である。きょうだいの中で、親の老後の世話をした者には敬意が払われ、その者が代償を得ることは当然であると考えられている。また親にとっては、「供養料」は老後の世話をしてくれる子を引きつけるための素材でもあるが、同時に親のよりよき後生のタンプンのために必要な財でもある。

一般的には、末娘が親の「供養料」を相続する場合が多いので、末娘は他のきょうだいよりは、多くの財を相続することになり、近親の間では頼りにされる者となりやすい。きょうだいの家で飯米が足りない場合、この親元の末娘の家から飯米をもらうことは、当然のように考えられている[11]。

しかし、この親元の家がいくら裕福であっても、長幼の序の原理まで無視することはできない。年少世代の者は、貧富の差にかかわらず兄姉やおじ・おばに敬意を払い、年長者の面子を大切にす。かりに「供養料」を相続した末娘が有力であっても、日常的に共同する近親間の中心になる人物は年長者である。年長者は経験を積んだ助言者として尊敬される。

したがって、親の死後、兄姉またはおじ・おばが有能で、財力をもつ場合、近親にとって頼りになるのは兄姉、おじ・おばになる可能性がある。しかし、近親の中の頼りになる人物を中心に集合性がはっきり見られる場合は、むしろ少ない。各世帯主に自分の近親のうちでリーダーとなるのは誰であるかと問うと、近親関係にある者の回答はあまり合致しない。合致度の高い例は、村内に住む子供が、親を近親の中心と考える場合や、密接に日常的な共同を行っているきょうだいの場合である。

近親間の互助は、主に親子・きょうだいを中心にして行われるが、誰と誰が特に助け合うかは個人の選好によるところが大きい。親を除けば、近親の内の大切な人は、個人によってかなり異なる。それは、兄・姉・弟・妹・おじ・おばであったり、個人が特に金や病氣、その他のことで世話になる人である。世帯主全員に、近親の内で自分にとって重要な人は誰かを問うたところ、その反応は表2に示すように、父母、兄姉を除けば、実に多様である。

上述の近親間互助の主要な規範について整理してみよう。

①まず、近親間の互助の場合、長幼の序が一つの基準であり、そこで強調される規範は、親・年長者への尊敬といたわり、弟妹へのいたわり(tum nong, tum nung)である。勤勉・努力は、この規範に基づく期待に応えるための美徳として強調される。

②「持てる者」と「持たざる者」の間の互助がもう一つの基準である。

③上記の①と②の原則と親子関係を除けば、基本的には誰が誰に何を、どの程度助けねばならないのかという細かく定められた規範はない。互助の密度は、住居の近接性、個人的な親密さや選好に依存する度合が高く、また血族よりも近隣の姻族や遠縁または非血族の有力者が凝制的に近親の代りになる場合もある。

④近親の年長者と年少者の間の互助関係には、patron-client 的要素が強く、その間に庇護・奉仕の互酬的關係が見られる。

⑤この互酬關係は、後述のように、死後世界まで含めた広がりをも想定してバランスの取れるものである。それは単に生計のためにのみあるのではなく、個人の根強い宗教的欲求に基づく宗教的意味づけによっても支えられている。

Ⅲ 親族共同における互酬性とその意味論的背景

上座部仏教を中心にした村の年中行事の内、村人が最も重要と考える儀礼には三つある。それは、プラウェート儀礼、カチン儀礼、カオ・サーク儀礼である[Fukui et al. 1985: Table 10-4]。プラウェート儀礼は、仏陀の前世を讃嘆する村最大の儀礼であり、カチン儀礼は、親族関係者が、他界した近親の供養のために主催する儀礼で、村人も参加する。かなりの資金を要する儀礼で、主催する親族が主に出資し、家

と寺でタンブンし、村人を招き、馳走とモーラムでもてなす。この儀礼のホストは、非常に強力な功德を得られるといわれ、参加した村人も功德を得る。カオ・サーク儀礼も他界した近親の供養のための儀礼である。

この三つの内、二つは、他界した近親の来世のためのものであることは注目には値するが、さらに注目されることは、主な年中行事の日に、近親がタンブンのため訪問し合い、または近親の中心となる家に寄り集まること（ホームカンhom kan）である。どちらの形式によるかは、上述のように、それぞれの親族内の力関係に依存する。

その際、もち米、バナナ、サトウ、バナナの葉、その他の菓子作りの材料や金銭（3～10バーツ）が持参され、菓子を作り、寺でタンブンする。理想的には、共に作り、共食し、寺でタンブンするのが望ましいのであるが、何らかの形で、タンブんに貢献すれば、ブンが得られるという。材料の提供、労働の提供、共食のいずれか一つでもよい。しかし、何よりも共食が大事で、共食(kin khao)はそれ自体ブンを得ること(kin bun)であるという。菓子を作るのは死後転生した親が子供であるからだといわれる。

近親間のホームカン、どの程度行うかは親族によって異なる。年中行事ごとにする者もいるが、上記の儀礼の日が主である。このようなホームカンには、宗教的な理由のほかに、近親の年長者への表敬の意味もある。ホームカンを相互に行う場合は、まず礼儀として年少者が年長者の家に訪れ、その後あるいは翌日、年長者が若い人の家に訪れる。また、ドンデーン村と隣接枝村のドンノイ村の場合には、村人の通う寺が同じであり、祭礼の日も同日で、寺で顔を合わせるので、ドンノイ村に親族をもつ者が近親間でホームカンするのは、全体の約40%である。しかし、独立の寺をもつ隣接のドンハン村に親族をもつ場合には、同じ日時に行われる安居入り儀礼を除き、ほとんどの親しい近親はホームカンを行う。

このほか、死者の供養のためのチューク・カオ儀礼(bun chaek khao)という日本の法事のごときものもある。このように、他界した近親へのタンブンは、かなり重要視され、その際、遺族としての近親の共同が、自らの功德と、近親の来世のよりよき転生に振り向ける功德のために重視される。このような行為の意味を理解するには、村人の宗教世界の意味の論理を知る必要がある。

人がある宗教をもつということは、ドンデーン村では、生前から死を経て彼岸でのよりよき転生を含んだ世界をもつということである[12]。その世界の広がり、生から死に至る人の一生をはるかに超えた長期のものであり、経済合理性の及ばない領域を含んでいる。経済的収支は、この世で合わさねばならないが、近親間の互酬性の収支は宗教世界の広がりをも含めて、やっと採算が取れるようなところがある。タンブンや近親の互助関係も、そのような村人のもつ宗教世界に、その意味論的根拠をもっているように思われる。仏教でのタンブンは、少しでも正覚の世界に接近するのが、その本来の目的であろう。男性は僧となり、多くの戒律を守り、功德を積み、正覚の世界に至ることが可能である。しかし、村人の多くは、タンブンをそのようには考えていない。もとより、タンブンは自分のためではあるが、同時に、あるいはそれ

以上に、親、特に母親のためである。母親の後生のために功德を積むのである。これが重要な孝養の一つと考えられている[13]。息子が一時的にせよ、僧になれば、親、特に母親は非常に満足する。

しかし、ある老女がいみじくも語るように、息子の得度は非常に嬉しいが、息子が自分のために積んでくれた功德が、どれほど確実なものであるのか、それを見ることができないので不安であるという。つまり、人は病に会い、体力もおとろえ、老いるに従って自らの後生が不安になる。男性は老いてからも僧になり、ブンを積むことができる。しかし、女性にはその道は閉ざされている。したがって、寺の仕事や平素のタンブんに、女性が特に熱心であるのは不思議ではない。60才を過ぎ、よい娘婿をもち、農業を任せられるようになると、仏日に寺に参詣する親は非常に多い。しかし、かの老女の語るように、いくら功德を積んでも、これでよいと思わない高齢の村人も少なくない。

たとえば、「今1万バーツ（1バーツは約10円）の余分の金があれば、それを何に使用するか」という176人の世帯主への問に対しては、全体の半数以上（53.3%）は生計をよりよくするための家畜や農地の購入資金に充てると答え、他は貯金（14.2%）、家屋の増築（10.9%）、日用品の購入（5.9%）、子供の教育費、借金の返済などに充てる（6.9%）と回答しているが、19人（9.7%）は寺にそっくり寄付するという。1万バーツという金額は家畜や耕地の購入には、決して十分な額ではないが、村の中での高所得者の約6～7ヵ月分の所得の総額に当る。必ずしも暮しが楽でないと思われる高齢の村人に、寺に寄進すると回答した者が1割もいる。このように、子供に期待するのは、生計のための金銭だけではなく、タンブンのための金である場合も少なくない。

したがって、親が自分の死後、自分のために子がタンブンしてくれることを願うのは不思議なことではない。しかも、その費用は決して安いものではない。カチン儀礼には数万バーツを要する。前述したように、親が子に財を分与した後にも、なお自らのために、「供養料」として農地、家財等を保持することには、単に老後の生計のためだけではなく、このような宗教的な意味の背景もある。

自分の子供や近親が豊かであれば、この世での自分の生活、あの世での幸福は保証される。もっとも、村の中には、功德は、物質や財のみによるのではないとするかなり強い精神主義的な考え方もあることは注目に値する[口羽1983: 2]。近親間互助における献身性も、ただこの世の中での打算的助け合いと解するだけでは、その意味は十分に理解できない。子供も含めて、近親に余力があれば、自らの後生も保証されるとすれば、近親を助けることは、たとえ、この世でバランスが取れなくとも、宗教世界の中ではバランスが取れ、自分のためにもなるのである。

このような宗教世界の論理で考えれば、近親間の互酬性や共同は、より広い宗教世界にまでかかわる広がりを持ち、かなり深い意味論的な背景をもつものである。この背景を見逃せば、近親間の互助は、ともすれば功利的計算のみの問題として理解されてしまいやすい[14]。

水田は生計のためのみならず、宗教世界の論理からしても、親族の互助の基本財で

ある。村人の中で、給与生活者も含めて、水田が不要であるとする者のいないのは[15]、このような村人の世界観にもよるのであって、村人の心情の深奥は、経済合理性の論理のみでは見逃されてしまう。しかし、このような世界観を背景にして保持される水田が、そのために非経済的なものであるとは決していえない。生活の社会的保障の不十分なドンデーン村では、水田は最低限の生活を保証するものだからである。むしろ、水田の経済的意味が宗教的意味づけによって補強されているといえるかもしれない。

IV 世帯の家族周期－共時的分析－

近親の世帯間共同は、水野によれば、家族周期のある段階において特徴的にみられるものである[水野 1981: 90, 100, 109, 121]。そこで、この問題を取り扱う前に、世帯の家族周期について検討してみよう。ドンデーン村の総世帯数は、1981年には、176世帯であり、1983年には、183世帯に増加している。本稿での分析は、1981年度の調査資料に基づいている。

世帯の構成員数は、最小の1人から最大の11人に及ぶが、平均員数は5.1人であり[Fukui et al. 1983: Table V-17]、家族構成のみからみると、ドンデーン村の世帯は次の五つに大別できる。

①単身家族	2	(1.1%)
②夫婦家族	11	(6.3%)
③核家族	110	(62.5%)
④ステム家族 [16]	46	(26.1%)
⑤その他 [17]	7	(4.0%)

これらの世帯の構成内容は必ずしも単純なものではないが、世帯の家族周期を家族構成の類型別に検討するために、村人によって比較的明白に意識されている世帯主を中心に考えて、世帯が明らかに扶養のために引き取って同居させているような成員、たとえば、妻の母、妻の未婚の弟妹などの付加成員を捨象して、欠損形態を含めて、主要な家族構成別に世帯を分類すると、世帯の家族類型は次の四つに大別できる。

①夫婦家族	11事例
②核家族	121事例
③ステム家族	40事例
④その他	4事例

これらを、さらに世帯主夫婦の年齢、婚後の経過年数、子供の他出、婚出、婚姻後の同居などを考慮に入れて分類すると、図1のようになる。そこで示されるそれぞれの世帯の特徴を、まず類型別に検討してみよう。

(1) 夫婦家族 (CF型) この型は、夫婦のみによって構成される11事例である。しかし、この11事例は、子のない夫婦8事例と、子の全員が他出した夫婦3事例 (CF4) に大別できる。これらは、さらに家族周期上では、次の四つの段階に分けられる。

① CF1型は、婚後1年余りで子供がいない2事例。夫婦の年齢は、いずれも26歳と21歳。

② CF2型は、婚後8～12年を経過し、子のいない4事例。夫婦の平均年齢は32.5歳と30.8歳。

③ CF3型は、子供がいないため、妻のきょうだいの娘を養女として育てた2事例。養女は婚後、別居。夫婦の平均年齢は54.5歳と妻50.0歳。

④ CF4型は、子全員が他出した3事例。夫婦の平均年齢は59.7歳と57.0歳。

(2) 核家族 (NF型) この型は、いずれも夫婦と未婚の子女を基本構成とする121事例で、家族周期上四つに分けられる。

① NF1型は、親とすべての未婚子が同居する67事例。夫婦の平均年齢は34.7歳と31.1歳、婚後経過年数は、平均12.3年、子供数は平均2.8人。ただし、1事例では子がなく、妻の弟の娘 (12歳) を養女としている。

② NF2型は、未婚子の一部が他出した24事例である。夫婦の平均年齢は45.7歳と42.4歳、他出子も含めた子供数は平均5人、婚後経過年数は平均約23年。他出未婚子は10～20歳代で、学生、住込み労働者、女中、見習い僧などである。

③ NF3型は、子どもの一部がすでに婚出した25事例、夫婦の平均年齢は51.9歳と49.9歳、婚後経過年数は平均約29年、子供数は、婚出した子を含めて平均5.9人。同居未婚子は20歳代の前半までで、20歳代後半以降の子は婚出。NF2型同様、他出未婚子もある。

④ NF4型には5事例あるが、次の二つに大別される。(A) ほとんどの子は婚出しているが、婚期を過ぎた未婚子との同居3事例と、(B) ほとんどの子の婚出後、親が再婚し、再婚後生まれた子と同居している2事例である。

前者 (A) では、3事例中2事例は、寡婦と未婚子との同居。親は3事例とも高齢 (62～72歳) である。未婚同居の息子・娘は1世帯当り2～3人、息子はほぼ婚出する年齢にあり、娘は28～46歳である。これら未婚同居子は高齢の親を世話している。

後者 (B) の2事例でも、夫婦の年齢は高い (平均63.5歳と50.5歳) が、再婚後に生れた子は6～12歳である。

NF4型の5事例の夫婦の平均年齢は66.3歳と59.8歳、初婚後の経過年数は約45年、他出子を含めた子供数は平均7.6人。

(3) ステム家族 (ST型) この型の40事例は、基本的には夫婦と一組の既婚子夫婦とその子供の構成であるが、家族周期上、上記同様に三分できる。

① ST1型は、親と未婚子および1組の既婚子夫婦とその子の同居3事例。親夫婦の平均年齢は56.3歳と50.7歳。婚後経過年数は約40年、他出子を含めた子供数は平均は4人。同居既婚子はすべて長女。前述のNF3型と家族周期上ほぼ同じ段階にある。

② ST2型は、既婚他出子のある15事例である。夫婦の平均年齢は56.5歳と52.1歳、婚後経過年数は約33年、ST1型より若干短い。他出子を含め、子供数は平均7.3人。同居既婚子はすべて仲娘で、息子夫婦との同居はない。

③ ST3型の22事例は、次のA・Bに二分できる。(A) ST2型と同様、親と未婚子および1組の既婚子夫婦とその子の同居6事例と(B)同居既婚子以外の子はすべて他出、親と1組の既婚子夫婦およびその子の同居16事例である。いずれも家族周期上では最終段階にある。

前者(A)では、夫婦の平均年齢は高齢(70.2歳と66.8歳)で、既婚同居子はすべて末娘。未婚同居子は1事例の3人を除き、すべて1人。その内訳は、ほどなく他出する21~32歳の息子5人と婚期を過ぎた39~45歳の娘3人である。

後者(B)では、夫婦の平均年齢は64.1歳と58.9歳。未婚の他出子がある3事例を除き、他の13事例では、同居の既婚子以外の子すべては婚出。未婚他出子は見習い僧、女学生、工場労働者(男)、教員(男)の4人(14歳~23歳)、同居既婚子は、末娘8、長女3、仲娘1、息子4である。息子4事例の内、2人は一人息子、1人は兄弟のみの仲息子、その他1人は娘が他村に婚出、息子が残っている事例である。

(A)と(B)の両者を合わせると、夫婦の平均年齢は66.2歳と60.8歳、婚後経過年数は約42年、婚出・他出子を含めた子供数は平均5.2人である。

(4) その他の事例(S型) この型は、次の四つの特殊事例である。

①(S1)婚後間もなく夫と子に死別した女性(39歳)の単身居住1。

②(S2)49歳での初婚の後、離婚した女性(60歳)と甥2人(27歳と25歳の妹の息子)の同居1。

③(S3)老夫婦(64歳と60歳)が村内居住の末娘の子、すなわち、孫娘2人(11歳と10歳)との同居1。

④(S4)すべての子が他出した69歳の寡婦の単身居住1。

以上に見られるように、世帯の家族周期は、NF1→NF2→NF3またはST1→ST2→ST3→NF1と展開するのが一般的であると考えられる。初子の結婚は、父親の年齢が45歳代に始まり、末子の結婚は、父親の60歳前後に始まる。このころから、夫婦は子供に世話をしてもらう段階に入る。婚期をすぎた未婚子が親の世話をするのがNF4型であり、1組の子夫婦が同居して親の世話をするのがST3型である。後者の場合、既婚同居子の過半数は末娘である。

水野によれば、世帯間共同は、NF3型とNF4型、ST2型とST3型の親世帯と別居の既婚娘世帯との間で行われ、老親はST3型において同居の末娘夫婦によって扶養されるのであるが、問題は老親扶養のための親・娘世帯間共同やその他の世帯間共同も見られる点にある。

V 世帯間共同の特徴

近親関係にある複数の世帯による互助的共同の内容は、きわめて多岐にわたっている。経済的分野での主なものは、農地の共同耕作、農地の経営管理をほぼ全面的に任

せる委託管理、農地の無料貸借、収穫米の共同消費、米の無料供与、宅地の無料貸借、生活費の援助、米倉の共用あるいは部分貸借、家畜の世話、畜舎代りの床下の無料貸借などである。現実の共同は、これらのいくつかが絡み合う形で行われていることが多い。刈分小作は、他人の間でも行われるが、近親間では、現物の小作料率は低く、これも援助(chuai)の一形式である。

したがって、世帯間共同の単位を、見定めることは、実際にはさほど簡単ではない。ここでは、上記のうち、生産と消費における主要な共同、つまり、共同耕作と収穫米の共同消費または分割[18]を基準にして検討する。

この基準で考えると、30組の主要な共同単位がみられる[19]。2世帯間共同が28組、3世帯間共同が2組あり、30組の共同単位には、59世帯（全世帯 176中の33.5%）が関与している。関与世帯数が62にならないのは、3世帯が、それぞれ別の世帯と異なる共同関係を2重に構成しているからである。すなわち、2世帯は二つの2世帯間共同に、残りの1世帯は2世帯間共同と3世帯間共同の二つに同時に関与している。共同単位を一つの集団としてとらえることの難しさが、この点にもある。以上の共同の組に関与していない単独世帯は117(66.5%)である[20]。

共同関係にある世帯相互の関係は、表3に示したように、近親間、特に親子きょうだい間、おばと甥・姪間に限られている。しかも、大多数（30組中の24組）は親子間共同である。親・息子世帯間の共同は2事例のみで、圧倒的に親・娘世帯間共同が多い。おば・姪関係は2事例あるが、両者とも姪は養女である。一方では子のいない夫婦が妻の兄の娘を、他方では息子は1人いるが、娘のいない夫婦が、妻の姉の娘を養女としている。他のおばと甥の間の1事例では、養育関係はない。

共同の内容や家族周期、共同世帯間の続柄から見ると、世帯間共同は、次のような三つの特徴的な型に分類できる。すなわち、

I型は、親世帯が最初に結婚して別居した娘世帯と共同している段階から、家族周期の後期の段階で主に末娘夫婦と同居している親世帯が別居子と共同しているものまでの17事例（図2参照）で、主に親が子の自立を助ける共同事例である。

II型は、家族周期の後期の段階にあるが、子が主に親を助ける親・子世帯間共同9事例（図3参照）である。

III型は、きょうだい世帯間やおばと甥世帯間の互助的な共同4事例（図4参照）である。

これらの3型の内、特に親・子世帯間共同のI型とII型では、親世帯の家族周期上での位置によって、世帯間共同にかなり明確な特徴の相違が見られる。そこでまず、I・II型の事例について、家族周期上での出現時期やその共同内容を中心に検討してみよう。

I型の17事例は、家族周期の観点から、さらに次の三つの型に細分できる。

I-1型は、子供が結婚し始めた段階にある親世帯と別居娘世帯との共同6事例。

I-2型は、家族周期上I-1型よりも少し遅い段階にある親世帯と娘世帯との共同4事例。

I-3型は、ほとんどの子が婚出して、最後に残された1組の娘夫婦が同居している親世帯と子世帯との共同7事例。

まずI-1型についてであるが、6事例とも親・娘世帯（長女5、次女1）間共同である。親世帯の構成は、図1で示したNF3型で、いずれも最初に結婚した娘世帯との共同である。親夫婦の平均年齢は53.7歳と50.7歳、娘世帯はいずれも家族周期上の初期の段階（NF1型）にあり、娘夫婦の平均年齢は28.2歳と25.8歳である。娘の婚後経過年数は2～10年の間で、結婚直後に別居した3事例を除き、他は親と同居3～4年後に別居、爾来親世帯と共同（1～4年）している。

農地の所有状況をみると、親世帯では、水田・菜園のみを所有する世帯は1あるが、残り5世帯は水田・畑・菜園すべてを所有、所有面積は平均24.2ライ、7.0ライ、1.4ライ（1ライ＝0.18ha）である。娘世帯では、農地をまったく持たないのが1世帯、他の5世帯は若干所有している。菜園のみ所有が2（0.25ライと1ライ）、畑のみ所有が2（3ライと13ライ）、水田のみ所有が1（15ライ）である。農地の入手方法は、畑3ライ所有の事例が自ら購入したほかは、すべて親からの相続地である。

共同の内容は、水田所有の娘世帯の1事例を除き、すべて親の水田で共同耕作、収穫米は親の米倉に保管、共同消費する形である。親・娘世帯はほとんど一体になって水田を共同耕作、収穫米を共同消費し、親は子の自立を助け、娘夫婦は親の生産活動の拡大に寄与している。畑と菜園については、所有世帯が自作するのが一般的であるが、娘世帯が畑と菜園を持たない場合には、親の畑や菜園をも親世帯と共同耕作し、収益を労働力の供与の程度に応じて分配する。

ただ、15ライの水田を所有する娘世帯の場合には、親・娘両者のほぼ同面積の所有水田が共同耕作され、収穫米はそれぞれの米倉に分割保管、別々に消費され、他の事例とやや性格を異にしている。娘は先妻との間で生れた長女で、娘世帯が1980年に帰村して、再婚した父親世帯と共同している事例である。先妻が親から相続した水田15ライを、父親が再婚後も管理していたが、娘が帰村後相続している。娘の夫は運送会社のトラック運転手であるため、農耕には従事できず、男手がなく、父親世帯が娘世帯の農耕を手伝っている。全面共同というよりは、水田に限っての部分共同である。

I-2型の4事例では、親世帯の家族型は、ST2型が3、NF3型が1である。このNF3型をI-2型に入れたのは、それが別居娘の2世帯と親世帯との3世帯共同であるからである。つまり、実質的に親夫婦と2組の娘夫婦との共同である。親世帯のNF3型では未婚子が、ST2型では次女もしくは三女夫婦および未婚子が同居している。共同関係にある娘世帯は次女・三女世帯各1、長女世帯3である。

親夫婦の平均年齢は54.8歳と49.0歳、別居娘夫婦の平均年齢は31.6歳と27.8歳である。娘の婚後経過年数は5～11年で、親世帯と同居1～7年で別居、共同している。

この4事例では、親世帯はいずれも水田と畑を所有している。菜園をも所有しているのは2世帯のみ（各0.5ライ）である。平均所有面積は、水田29.1ライと畑9.8ライである。娘5世帯では4世帯のみ農地を所有、水田・菜園（10と0.25ライ）所有が

1、水田（3～4.6ライ）のみ所有が2、菜園（1.25ライ）のみ所有が1世帯である。いずれも親からの相続地である。

4事例とも親の農地で共働している。共同内容を個別に見てみよう。

事例① 娘世帯が菜園（1.25ライ）のみ持ち、親の畑（他人に小作させている1.03ライを除いた8ライ）で共同耕作しているが、水田（37.78ライ）での共働はない。親世帯の家族員数（10人）が多く、労働力（6人）もあるため、娘世帯は、夫の隣村ドンノイに住むおば所有の水田20ライを刈分小作している。収穫米は、おば1対甥2の割合で分配する。妻の親の畑での共働による収益は、親2対娘1の割合で分配されている。

事例② 娘世帯が水田4.6ライを自作、親世帯では、息子3人が自宅で水瓶を作って販売、親は他村の精米所にて働き、労働力不足のため、娘世帯が親の水田・畑・菜園（20ライ、4ライ、0.5ライ）のすべてで共同耕作、収穫米は分割する。

事例③ 親・次女・三女の3世帯共同で、次女は水田と菜園（10ライ、0.25ライ）を、三女は水田3ライを所有、親の水田・畑・菜園（16.5ライ、8ライ、0.5ライ）と自分たちの農地すべてで共同耕作。次女夫婦には子はなく、三女夫婦には幼児2人あり、夫には定職（トラック運転手）があって農作業をしない。収穫米は、親の米倉に保管、共同消費するが、畑・菜園の収益は、提供した労働力に応じて分配。

事例④ 別居の長女世帯には農地なく、親の水田と畑（42ライと17.5ライ、菜園は所有せず）を親夫婦と同居の次女夫婦と別居長女夫婦の3組の夫婦で共同耕作、収穫米は親の米倉に保管、共同消費する。

以上のようにI-2型では、I-1型の延長として、親は別居娘夫婦、同居の既婚子夫婦や他の成長した子供たちとともに、飯米を確保しながら、収入の拡大に努める。娘世帯に資産がある場合には、全面共同より、部分共同の形を取るが、それでも③④の事例のように、娘世帯は親世帯と生活をほとんど共にし、住居は別だが、まるで同居一世帯のような密度の濃い共同が行われる。

I-3型の7事例は、家族周期の最終段階にある親世帯と子世帯の2世帯間共同である。親・息子（長男、次男）間が2、親・娘（長女3、次女1、三女1）間が5事例である。親世帯の家族の型は、NF4型が1、ST3型が6で、後者では、同居既婚子（5は末娘夫婦、1は子連れの離婚した長女）以外の子が1例を除き全員婚出している。またNF4型の1世帯では、いずれも婚期を過ぎた未婚の次女、末娘と末子の息子が同居している。親の平均年齢は62.3歳と57.4歳、同居子夫婦の平均年齢は24.4歳と25.0歳である。

別居子世帯では、家族周期の初期・中期の段階（NF1型5、NF2型1、NF3型1）にある。夫婦の平均年齢は34.6歳と33.7歳、婚後経過年数は7～26年で、親と同居1～12年で別居し、爾来親世帯との共同（1～15年）が行われている。ただし、息子の2事例は、妻方の親と結婚後同居していた。

農地の所有状況を見ると、親世帯では、畑・菜園のみ所有が1、水田・菜園のみ所有が1、残り5世帯は水田・畑・菜園を共に所有する。1世帯当り平均所有面積は、

水田20.8ライ、畑 5.6ライ、菜園0.88ライである。子世帯では、農地非所有が3、水田3ライ所有が1、畑6ライ所有が1、畑2ライと菜園0.175ライ所有が1、菜園1ライ所有が1である。菜園1ライが購入地であるほかは、いずれも妻の親からの相続地である。

共同内容を個別に検討してみよう。

事例① 親世帯には、未亡人の母（69歳）と未婚の次女（46歳）、末娘（32歳）、末子の息子（29歳）が同居、母は農作業から引退。親の水田・畑・菜園（37ライ、5ライ、0.25ライ）で、次女・末娘・息子と別居の長女夫婦（51歳と49歳）が共同耕作。収穫米は親の米倉に保管、共同消費。畑と菜園の収益は、提供した労働力に応じて分配。長女世帯は農地を持たない。

事例② 親世帯には、両親（70歳と64歳）と末娘夫婦（28歳と29歳）とその子および末子の息子（21歳）が同居、親は農作業から引退。親の水田・畑・菜園（20ライ、3.5ライ、0.5ライ）で別居次女夫婦（43歳と41歳）と末娘夫婦および息子が共同耕作。収穫米は親の米倉に保管、共同消費。畑・菜園の収益は、提供した労働力に応じて分配。次女は自ら購入した菜園1ライのみを所有。

事例③ 親（56歳と54歳）は末娘夫婦（20歳と19歳）とその子と同居、親は農作業から引退。親の水田・畑・菜園（40ライ、15ライ、0.75ライ）で別居次男夫婦（33歳と31歳）が末娘と共同耕作、その収益をほぼ折半する。次男世帯は農地を持たない。末娘の夫は、他に仕事（コカコーラ会社勤務、年収29,000バーツ）をもち、農作業をほとんどしない。

事例④ 母親（寡婦、53歳）は末娘夫婦（23歳と28歳）とその子と同居。母親は農業をせず、孫の世話をする。畑9ライと菜園0.175ライを所有するが、水田を持たないので、義理の息子（亡夫の先妻の子、36歳、村内で小売店経営）から水田14.5ライを刈分小作。それを別居の長女夫婦（28歳と30歳）と末娘夫婦が共同耕作。収穫米は小作料（現物で50%）を払った残りを、親の米倉に保管、共同消費。長女は畑2ライと菜園0.175ライを所有、自作しているが、水田は持たない。

事例⑤ 親世帯には未亡人の母（52歳）と末娘夫婦（26歳と22歳）とその子が同居、母は農作業から引退。親の水田・畑・菜園（15ライ、4ライ、2ライ）で別居長女夫婦（28歳と27歳）と末娘夫婦が共同耕作。収穫米は親の米倉に保管、共同消費。畑、菜園の収益は提供した労働力に応じて分配。長女は農地を持たない。

事例⑥ 両親（49歳と45歳）と離婚した長女（24歳）とその子が同居。両親は、養父母の水田30ライの管理を任されているため（後述のⅡ-3型の事例参照）、労働力が足らず、別居の長男（25歳）の妻が親の水田（所有水田24.5ライの内、22.5ライ）で共同耕作。収穫米は親の米倉に保管、共同消費。息子は定職（コカコーラ会社勤務、年収22,000バーツ）をもつので、農作業をやらない。息子の妻は畑6ライを所有しているが、妻の母（寡婦）が貧しい（水田3ライと菜園0.5ライ所有）ので、畑は妻の母に無料貸借。

事例⑦ 末娘夫婦（25歳と26歳）とその幼児2人と同居の両親（74歳と65歳）は農

作業から引退。親の所有水田・畑・菜園（9ライ、3ライ、0.8ライ）の内、水田6ライで、同居末娘と別居三女夫婦（34歳と34歳）が共同耕作、収穫米は折半。残りの農地は、同居末娘が耕作。末娘の夫には定職（機械修理工）があり、農作業ができず、親世帯では労働力が不足、三女夫婦は所有水田（妻の相続の3ライのみ）が少ない上に、他に収入もないための共同であるが、三女はまた姉とも共同している（Ⅲ型②参照）。

以上のように、Ⅰ-3型は、親の家族型が末娘夫婦または婚期を過ぎた未婚子が同居する家族周期上の最終段階にある。親は農作業から引退しており、農地、特に水田をもたない別居子世帯が飯米確保を中心とした親世帯との共同である。

さてⅡ型の共同9事例では、親世帯は家族周期の後期にあるが、Ⅰ-3型と異なるのは、別居子世帯が親の世話をする点にある。しかし、その内容は多様であるので、Ⅰ型と同様に、次の3型に区分して検討してみる。

Ⅱ-1型 子世帯に農地がある5事例。

Ⅱ-2型 子世帯に農地がない3事例。

Ⅱ-3型 特殊な1事例。

Ⅱ-1型の5事例も、親の年齢や関与世帯の農地の所有状況によって、共同内容の特徴が異なるので、さらに次の三つに細分して検討する（図3参照）。

Ⅱ-1A型 親が50歳代の2事例。

Ⅱ-1B型 60歳代以上の2事例。

Ⅱ-1C型 親が農地を持たない1事例。

まず、Ⅱ-1A型の2事例では、いずれも親・娘（一人娘・末娘各1）の2世帯間共同である。親世帯（NF3型、NF4型各1）には、それぞれ親夫婦（平均年齢54.5歳と51.5歳）と末子の息子1人（12歳と27歳）が同居。別居娘世帯は、家族周期の初期の段階（CF1型、NF1型）にある。娘夫婦の年齢は平均30.0歳と26.0歳。婚後経過年数は2～14年、親と同居2～7年後に別居、爾来親と共同（1～7年）している。

親は、いずれも水田（18～49.9ライ）のみを所有、娘世帯の農地所有面積（相続した水田5ライ所有1、購入した水田9ライと菜園2ライ所有1）は少ない。

親は農作業から引退、娘夫婦が親と自分の農地をともに耕作している。収穫米は、親の米倉に保管、共同消費。余力のある一方の親（水田49.9ライ所有）は、精米所をも経営している。このⅡ-1A型の共同の特徴は、親と同居して親の世話をするS T3型世帯の別居共同版である。

Ⅱ-1B型の2事例も、いずれも親・娘世帯間共同である。2世帯間共同が1、3世帯間共同が1であり、前者は1人娘世帯と、後者は長女・次女世帯との共同である。

親夫婦の平均年齢は63.5歳と66.0歳、家族周期の最終段階にある親世帯の家族型は、夫婦と孫娘同居1とS T3型1である。娘世帯は、家族周期の初期・中期の段階（NF1型、NF2型）にあり、夫婦の平均年齢は44.0歳と36.7歳、婚後経過年数は11～21年、親と同居1～5年後に別居、爾来共同している。

農地の所有面積では、親・子間に差がない。親世帯では、水田・畑・菜園（6.3ラ

イ、8.57ライ、1ライ)所有が1、水田・菜園(9ライ、1.5ライ)所有が1である。娘世帯では、水田・畑・菜園(6~14ライ、7.5~11ライ、1.25~1.5ライ)所有が2、水田・畑(7.5ライ、4.5ライ)所有が1世帯である。

共同の内容を個別に見てみよう。

事例① 孫娘2人(11歳と10歳)と同居の両親(64歳と60歳)は、農作業から完全引退。末娘世帯が自分の所有水田・畑(7.5ライ、4.5ライ)と親の水田・畑・菜園(6.3ライ、8.57ライ、1ライ)をともに耕作。収穫米は、親の米倉に保管、共同消費、畑と菜園での収益も共同消費。親と同居の孫娘2人は、末娘の子で親の世話をしている。

事例② 離婚した末娘(27歳)と別居次女の息子1人(17歳)[21]と同居の両親(75歳と72歳)は農作業から引退。親の所有水田・菜園(9ライ、1.5ライ)の内、水田9ライのみで、別居の長女・次女夫婦が共同耕作。収穫米の約3割を親に与え、残りを娘2人がほぼ折半。親と同居の末娘は、農作業をほとんどしない。長女夫婦は、妻の相続水田・畑(6ライ、4.5ライ)と購入した畑・菜園(3ライ、1.25ライ)を自作し、小さな精米所をも所有。次女夫婦は、夫の相続水田・菜園(8ライ、1ライ)と妻の相続水田・畑・菜園(6ライ、4ライ、0.5ライ)と購入畑地(7ライ)を自作している。双方で親の世話をしている。

以上のII-1B型の2事例では、事例①が別居末娘による親の扶養、事例②は末娘の離婚もあり、長女・次女夫婦が老親を助けるための共同である。

II-1C型の1事例は、すべての農地をすでに子に譲渡した老母(69歳)の単身世帯と別居長女世帯との共同である。長女夫婦(50歳と33歳)は、妻の相続地の水田・畑・菜園(7ライ、4ライ、1ライ)と購入した水田・畑(4.5ライ、4ライ)、それに他出した兄、弟、妹の3人に均分相続された水田21ライもあずかって耕作し、母の世話一切をしている。長女の夫は、他村の出生地に相続した水田37.5ライを持ち、それを母方の甥に刈分小作(小作料は現物の50%)させている。

次にII-2型の子世帯に農地がない3事例は、家族周期の後期段階(CF3型1、CF4型2)にあり、子全員が他出した夫婦のみの親世帯と農地を持たない子世帯の共同である。いずれも親・娘(長女、末娘、養女各1)の2世帯間共同である。

親夫婦の平均年齢は58.3歳と55.3歳。娘世帯は、いずれも家族周期の初期・中期の段階(NF1型2、NF2型1)にある。娘夫婦の平均年齢は38.7歳と30.7歳で、婚後経過年数は12.7年、親との同居期間は7~8年(ただし、長女の事例は同居せず)で、別居後親世帯と共同(1~19年)している。

農地所有については、親世帯では、3世帯とも水田・菜園を、平均で31.9ライと0.93ライ所有している。子への農地相続は、まだ行われていず、子世帯では、農地非所有が2、水田・畑(8ライと4ライ)所有が1世帯であるが、この農地は遠方の夫の生地にあるため、定額小作(年間2,000 パーツ)に出しており、村内での所有農地はない。

共同についてみると、親の年齢が比較的高い2事例(父58~62歳、母57~60歳)で

は、親は農作業から引退、所有水田・菜園（20～35.65 ライ、0.75～1.63ライ）のすべてを別居娘（長女・末娘各1）夫婦（夫37～48歳、妻29～37歳）に任せている。収穫米は親の米倉に保管、共同消費している。

親の年齢が若い1事例（父55歳、母49歳）では、両親と別居養女（26歳）が、親の水田・菜園（40ライ、0.5ライ）で共同耕作、収穫米は親の米倉に保管、共同消費する。しかし、養女の夫（31歳）は、妻の養父の資金援助でトラックを購入、運送業を営み、農作業はしない。このために生ずる労働力不足は、養母の甥・姪の労働力を水田のみでの共働と刈分小作の形で得ること（後述のⅢ型の事例④参照）によって補われている。菜園からの収益は、それぞれの提供した労働力に応じて分配する。

上記の3事例の内、末娘があるにもかかわらず、長女と共同が行われている事例について若干付言すると、両親（58歳と57歳）は結婚後すぐに夫の相続水田7ライを売却し、荒地（水田を1部含む）35.65ライを購入した。3男6女（現在37～16歳）をもうけたが、夫が小学校の用務員であったため、母と長女世帯が協力して荒地の開墾に当たった。その際、長女の夫は、中心的な存在であった。長女世帯との共同が19年間継続しているのは、親・長女世帯との共同で、他の子を育て、結婚させてきたという事情による。

以上の3事例の内、親が高齢の2事例は、別居娘が親を扶養するための共同である。上記の長女の事例にも見られるように、親扶養は必ずしも末娘によるものではない。長女が結婚後も親と共同することによって他の子供を養育する場合もある。このような事例は他にもある。養女の共同事例は実質的には、ST3型の親・娘夫婦同居世帯と生活内容はあまり変らない。

Ⅱ-3型の1事例は、特殊な事例である。養父母と養女の共同であるが、養父母の世帯には1人息子夫婦（45歳と43歳）、孫娘夫婦（29歳と20歳）とその幼児2人、未婚の孫息子（22歳）が同居している。養父母（72歳と66歳）は高齢で、農作業からほとんど引退。所有水田と菜園は43ライと0.25ライあり、そのうち水田30ライを養女に耕作させ、残りの水田と菜園（13ライと0.25ライ）を同居息子夫婦および孫娘夫婦が耕作している。養女は収穫米のごく一部（6/100）を受けとるだけで、ほとんど全部を養父母に与える。養女夫婦（49歳と45歳）は別に水田24.5ライ、菜園0.25ライを所有、ほとんど別居の息子夫婦（25歳と24歳）に耕作させている（前述のⅠ-3型の⑥参照）。この事例では、同居の息子がギャンブル好きで仕事熱心でないため、養父母が養女に大半の水田の管理を任せている特殊な例である。

さて最後に、世帯間共同の三つの型の内、図4に示したⅢ型のきょうだい世帯間共同3事例と、おばと甥・姪世帯間共同1事例について検討してみよう。きょうだい世帯間共同3事例の内2事例では、一方が農地をまったく持たない。

事例①では、夫と子供ともに死別した寡婦（39歳）が、所有水田11ライを弟夫婦（29歳と26歳）と共同耕作し、収穫米を分割している。弟夫婦は農地を持たない。

事例③では、妹の世帯が単独で農地を経営し、姉（60歳）にその収穫米を与えている。これは姉が高齢であること、姉が妹の初婚の子2人を引き取って養育してきたこ

と、そして妹の所有農地は本来姉にも分割相続されるべきものであったことによる。

残りの事例②も、姉妹（42歳と34歳）間共同で、双方とも水田を所有（6ライと3ライ）するが、妹の農地が少なく、水田が隣接しているための共同経営である。収穫米は所有面積の比率で分割されている。妹はまた親世帯とも共同している（Ⅱ-1B型の事例③の三女参照）。

事例④のおばと甥関係では、おば世帯所有の水田40ライでの、おば夫婦と甥との共同耕作である（前述Ⅱ-2型の養父母・養女世帯間共同と関連した事例）が、これにはおばの別居養女と姪が、それぞれ別の形式で加わる。厳密に言えば、これは4世帯共同というべきかもしれない。しかし、おばと養女とは一体となっており、姪夫婦は刈分小作の形で参加しているので、ここではおば・甥の2世帯共同と理解しておく。甥・姪はともに水田を持たず、村内居住の親も水田 4.9ライを所有しているにすぎない。また、おば夫婦には別居の養女はあるが、養女の夫は他に定職があり、農作業ができず、手が足りないための共同である。姪には水牛があり、姪夫婦は自分の水牛を使用して、刈分小作の形で共同に参加する。甥は1979年に帰村、おばの屋敷地を無料で借りて、家を建てて住み、他村の妻方の親の農耕を手伝いに行き、飯米をもらうが、おばとも共働して、収穫米の分与を受ける。つまり、収穫米はまず水牛使用料を差し引いた後に、おばと姪の間で折半、甥は一部の分与を受け、残りはおばと養女の世帯で共同消費される。

おわりに

さて上述の近親世帯間共同の諸特徴について概括してみよう。まず全体的にいえることは、共同は水田を中心に行なわれることである。

I型における共同の特色は、基本的には親世帯から別居独立した子世帯の経済的自立を助けるための親・子世帯間共同にある。水野によって指摘された世帯間結合は、この型のものを指す。親夫婦の50歳前後から子供は結婚し始め、娘の場合は、妻方居住慣行により、一般的には一時的に妻方の親と同居したのち別居する。この娘世帯には、最初資産がないので、親の農地で共働き、収穫米を親の米倉に保管し、共同消費する。文字通りの「共働・共食」的な共同が行われる。娘世帯は親の一方的な支援を受けながらも、同時に親の資産の拡大にも貢献する（I-1型）。

次の妹が結婚して親と同居するところになると、親と共同関係にある姉妹世帯のほかにも、親と同居する妹夫婦が加わり、他の子も成長して、共同の規模は肥大する。姉妹世帯も、親からの農地の部分譲渡や購入により、多少の資産を得る。親・姉妹世帯間共同は水田を中心に飯米確保のために行われるが、娘に農地ができると、共同は全面的な共同というよりは、部分的になり、収穫米も一応分割される（I-2型）。

父親が60歳近くになるころから、末娘が結婚し、末娘夫婦が親と同居し、他の子はほとんど婚出または他出する段階にいたる。未婚子のみ親と同居している NF4型の世帯においては、子供は婚期を過ぎ、年を取っている。この段階にあって世帯間共同に

関与していない ST3型の世帯は14あり、その同居既婚子夫婦の内訳は末娘7、長女3、三女1、一人息子1、仲息子1、一男三女の息子1である。NF4型は3世帯ある。親夫婦の平均年齢は、前者では、66歳と62歳、後者では、70歳前後となり、農作業から引退し、末娘夫婦が主に農作業をする。この段階においても、村内別居の子供世帯で、親の農地が未分与の場合や子世帯が特に水田を購入していない場合、飯米確保のための親・子世帯間共同が行われる（I-3型）。事例は少ないが、親・息子世帯間共同がみられるのが、この段階の一つの特徴かもしれない。

また親世帯の家族周期のこの段階では、親扶養のための世帯間共同も見られる（II型）。ただ、その共同の内容は一樣ではない。親が50歳代や60歳代である時、親が農地をすでに子に相続完了している場合や、親の農地が未分与で子世帯に農地がない場合やその他では、共同内容は異なってくる。また親世帯の家族構成も一樣ではない。これもきわめて自然なことで、親や子の結婚の遅速や子供の数、主要成員との離死別、親の資産の有無、親子関係の状態などが絡んでくるからである。

さらに、近親の世帯間共同は親子間にのみ限らない。事例は少ないが、きょうだい間やおばと甥・姪間にもみられる（III型）。近親間の互助規範からすれば、これも自然なことである。ただ、水田を中心にした「共働共食」や貸借では、まず血縁間が重視される傾向があるが、この点については一層の検討が必要である。

以上の世帯間共同の内、水野が注目したのは、I型の共同である。II型は同居としてとらえる。III型は、水野の親子中心の視点からは想定できない。近親の互助原理からすれば、その存在はごく自然なことであるが、1964年当時では、II型・III型は見られなかったのかもしれない。村人の記憶に基づくものではあるが、筆者たちには、かなりの家族史にかんするデータもあるので、この点についての検討は他の機会に試みたい。

また、水野の指摘しなかったことで特に重要なことは、親扶養のために残るのは、末娘とは限らないことである。末娘との同居は親にとってもっとも望まれてはいるが、長女やそれに代る者が親と共同して他の子を養育し、居残る場合もある（II-2型の長女世帯の事例）。社会には、文化的に望まれることが、状況によっては遂行されないことが常にある点に注目したい。得度は一種の成人式として望まれてはいるが、常に得度できない者が存在することと同様である。同じ意味で、親の子に対する信頼や情愛の問題から、特殊な事例も出てくる（II-3型）。

1964年当時と比べて、おそらくもっとも相違する点は、近年の社会経済状況の変化によって、農外収入を得る機会が増加していることである。かなりの事例に見られるように、男性が農業以外の仕事につくため、飯米確保のための労働力が不足し、そのために近親の世帯間共同が行われている事例が少なくない（I-1型で水田15ライ所有の娘世帯の事例、I-2型事例②、I-3型事例③と⑥、II-2型の親の年齢が若い事例参照）。世帯の経済的自立が容易になれば、共同は不要になるという観点からすれば、このような状況の変化はむしろ世帯間共同の減少をもたらすもとであると考えられる。しかし、上記の諸事例が示唆するように、水田を中心にした世帯間共同はむしろ

収入の安定化に貢献し、世帯間共同にかかわる世帯数の比率は、既述のように（注20参照）、1984年と比べてあまり変化していない。

近親の世帯間共同については、上述のほかに論ずべき問題は、なお多く残されているが、資料分析の一応の結果をとりまとめた。

【注】

1) 京都大学東南アジア研究センターの企画による文部省科学研究補助金海外学術調査「タイ国村落構造の動態的研究—20年間の追跡調査」計画（代表 石井米雄）により、1981年に口羽は2ヵ月、武邑は5ヵ月20日、1983年には、口羽は2ヵ月、武邑は4ヵ月、ドンデーン村にて社会学的調査を行った。資料の収集は、Prasert Yamklinfung、舟橋和夫との共同、またその際、われわれの助手Pakorn Kunarukの積極的な協力のもとに行われた。

2) liat は血を意味する。

3) スムは、標準タイ語のチュムchumに当るが、それには「連結、人々の住み処としての巣、また人々の集合」というような意味があっても、親族の含意はない。スムについては、水野はまったくふれていない【口羽・武邑 1983: 297】。

4) クロップまたはコープは、「覆う、包む、統治する、所有する」を、クルアは「かまど」、ヒュンは「家屋」を意味する。

5) 「共働共食」の多様な具体的事例については、舟橋和夫の詳細な事例報告がある【舟橋1984; Funahashi: Ch 9 in Fukui et al. 1985】。また共働の具体的実態の1部については、本特集号の小池・須羽・野間による生活時間調査の報告を参照されたい【1985】。

6) 親の死亡または離婚によって、子供の養育が問題になる時には、妻方の親族が子供を引き取るのが一般の傾向である。妻が比較的若くて死亡した場合には、夫は自分の親元に帰り、子は妻方の親族に引き取られる。夫が未だ若い時には、離別後、夫が子を引き取ることはめったにない。夫が死亡したときには、妻子はともに親元に引き取られるか、あるいは妻方親族の援助によって自立しつづける。夫婦の離別の際には、相続された財は、相続者のものになる。夫婦が共同で入手したものは分割される。

7) 東北タイのウドンタニ近くの農村調査を行ったTambiah は、phu ya-ta yai, pho-mae, phi-nong, luk-lanと、その世代のカテゴリーをとらえている【Tambiah 1971: 16】。

8) 水田相続を受けた者の末子の年齢によって、世代を40～50歳代と20～30歳代とに二分して、両者の親の水田所有面積と相続者1人当りの相続面積を比較すると、平均的には40～50歳代では41.3から32.2ライ（1ライは1.6ha）へ、20～30歳代では11.8から7.7 ライに減少している【林 1984: 9】。また1984年と1981年を比較すれば、1農家当り水田所有面積は、19.6から15.71 ライに減少している【Fukui et al. 1983: 170】。

9) 息子と娘を共にもつ家族の相続事例72の内、娘が息子よりも多く相続した事例は34.6%、娘のみが相続した事例は43.1%で、両者の計は77.7%である。また176世帯主に対して、老後はどの子と同居を望むかと問うと、96人(54.6%)は末娘、25人(14.2%)は状況による、16人(9.1%)は末息子、4人(2.3%)は末子と答えている。〔口羽・武邑1983: 301-302〕。

10) 全世帯主(176人)に農地相続の最も望ましい方法を問うと、上位7位の回答は、①親子間での均等分100(56.7%)、②親の世話をする子に11(6.2%)、③子供間での均等分10(5.7%)、④親娘間での均等分7(4.0%)、⑤娘間で均等分7(4.0%)、⑥息子よりは娘に多く7(4.0%)、⑦原則として子供間で均等分するが、困っている子には多く7(4.0%)である。〔口羽・武邑1983: 302〕。

11) また、兄弟がよい仕事を得て他出する場合、農地をまず近親に売るといわれている。その値は一般の半値くらいであるといわれ、それを買う余力のあるのは通常親元の家である。つまり、相続によって細分化された農地は、再び集積される傾向が見られるという[Mizuno 1978: 363]。この傾向があることは村人によっても肯定されているが、われわれの資料の上では、必ずしも截然と見られないので、この点については、一層の検討をし、他の機会に論述したい。

12) その他のドンデーン村の民俗宗教の世界については、林の詳細な報告がある〔林1984b; 1984c〕。

13) 176世帯主の内、154サンプルに息子の得度の意義を問うたところ、主な回答は49人(31.8%)の「親の功德となる」、34人(22.1%)の「息子が仏法を学ぶ」、19人(12.3%)の「伝統だから」、13人(8.4%)の「人生のためになることを学ぶ」、12人(7.8%)の「息子が功德を得る」、10人(0.6%)の「親の後生のため」であった[Fukui: et al. 1985: Table10-1]。

14) ともすれば、近親間の互酬性の問題が、関係者相互の「損得相互依存の感覚」〔水野1981: 110〕によって説明されやすいのは、意味論的視点の欠如によるように思われる。

15) 1983年の補足調査で、水田農業の不安定性のために、水田は不要であるとする世帯主は183世帯中1人もいない。

16) ここでいうステム家族(stem family)とは、夫婦、その未婚の子女、既婚の子供夫婦一組とその未婚の子女、さらにはときには既婚の孫夫婦一組を含む構成を指す。

17) その他とは、世帯主の傍系の親族、たとえば、妹の子供、母のきょうだいなどを含むものを指す。

18) 「共同耕作と収穫米の分割」と刈分小作は、形態上よく似ている。共同耕作においても、高齢の親の場合、農耕に従事せず、形の上では刈分地主のような存在となる。両者の基本的相違は、収穫米の配分に際しての計算性の厳密さの度合にあるように思われる。刈分小作では、使用水牛の使用料を持主に支払った後に、収穫米は両者によって決められた小作料率に従って分割される。「共働分割」の場合の分割は一応の分割であって、状況によっては、分割後の再分与も可能であり、水牛使用料は問題

にされず、当事者間に計算性が相対的に弱い。

19) 筆者たちの以前の中間報告[1983:299]において、この共同単位を27組としているが、データ整理の途上にあつたため、3組の事例を見落していたことによる。

20) 1984年には、126農家中、独立世帯は81(64.3%)、共同関係にある世帯数45(35.7%)が19組の共同単位を構成しており、その比率はあまり変わらない[水野1981:89]。

21) 世帯の構成が老人や若い女性のみの場合には、この例のように、近親の甥や孫、息子を用心のために同居させる例が少なくない。

引用文献

Fukui, H.; Kaida, Y.; and Kuchiba, M., eds. 1983. An Interim Report / A Rice-Growing Village Revisited: An Integrated Study of Rural Development in Northeast Thailand. Kyoto: The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University.

Fukui, H.; Kaida, Y.; and Kuchiba, M., eds. 1985. The Second Interim Report / A Rice-Growing Village Revisited: An Integrated Study of Rural Development in Northeast Thailand. Kyoto: The Center for Southeast Asian Studies, Kyoto University.

舟橋和夫. 1984. 「親族間共同の実態—事例1—」『DDニューズレター』（京都大学東南アジア研究センター）第16号：24-27.（謄写刷）

Geertz, C. 1973. The Interpretation of Cultures. New York: Basic Books.

林 行夫. 1984a. 「DD村における水田相続の傾向」『DDニューズレター』（京都大学東南アジア研究センター）第16号：7-13.（謄写刷）

林 行夫. 1984b. 「モータムと呪術的仏教—東北タイ・ドンデーン村におけるクンプラタム信仰を中心に—」『アジア経済』25(10): 77-98.

林 行夫. 1984c. 「—共同研究—東北タイ農村ドンデーンにおける寺院組織、儀礼と世界観」『仏教文化研究所紀要』23: 59-74.

北原 淳. 1981. 「タイ農村の社会構造をめぐって—水野浩一著『タイ農村の社会組織』（創文社1981年 347ページ）を中心として—」『アジア経済』22(10): 91-101.

小池 聡；須羽新二；野間晴雄. 1985. 「時間利用からみた村落生活」『東南アジア研究』23(3).

口羽益生. 1983. 「東北タイの農村仏教をめぐって」『龍谷大学仏教文化研究所所報』第7号：1-2.

口羽益生；前田成文. 1980. 「屋敷地共住集団と家族圏」『東南アジア研究』18(2)：186-205.

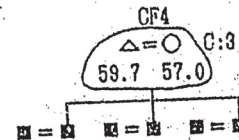
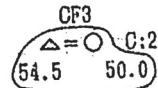
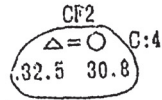
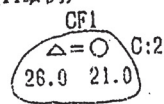
口羽益生；武邑尚彦. 1983. 「屋敷地共住集団再考—東北タイ。ドンデーン村の追跡

- 調査（中間報告）－』『東南アジア研究』21(3): 288-308.
- 宮崎 猛. 1984. 「東北タイ農村における農地賃借と農業共同経営に関する経済分析－コンケン県ドンデー集落を事例にして－」『アジア経済』25 (11): 46-60.
- 水野浩一. 1965. 「ラオ・タイ村落の世帯共同体」『共同の比較研究』第3輯, 51-66.
- Mizuno, K. 1968. Multihousehold Compounds in Northeast Thailand. Asian Survey 8 (10): 842-852.
- Mizuno, K. 1978. Change and Development of Two Rice-Growing Villages in Thailand -Don Daeng and Khok Chyak-. Tonnan Ajia Kenkyu [Southeast Asian Studies] 16(3): 353-377.
- 水野浩一. 1981. 『タイ農村の社会組織』東京: 創文社.
- Tambiah, S. J. 1970. Buddhism and the Spirit Cults in North-east Thailand. Cambridge: Cambridge University Press.
- 坪内良博. 1980. 「タイ農村研究への視角－故水野浩一教授の業績をめぐって－」『東南アジア研究』18 (2): 175-185.

図1 世帯の家族構成から見た家族周期 (D.D. 1981)

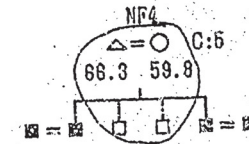
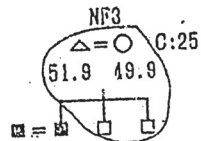
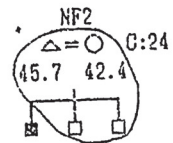
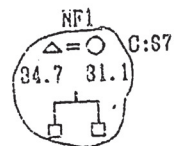
夫婦家族 (11事例)

[CF型]



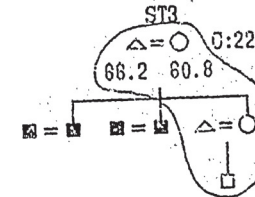
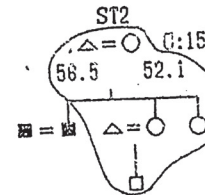
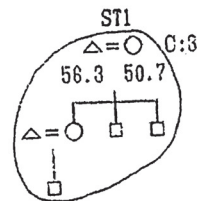
核家族 (121事例)

[NF型]



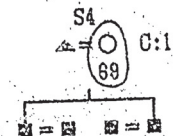
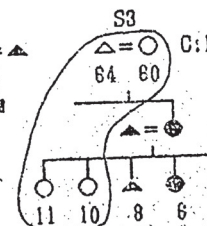
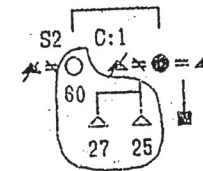
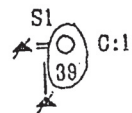
ステム家族 (40事例)

[ST型]



その他 (4事例)

[S型]

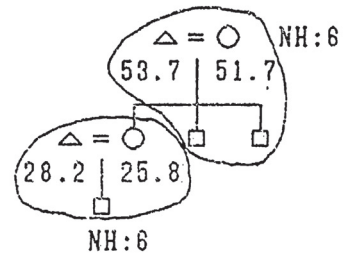


[注] □ 男あるいは女の別居または他山子
× 既に死亡
C:25 事例数

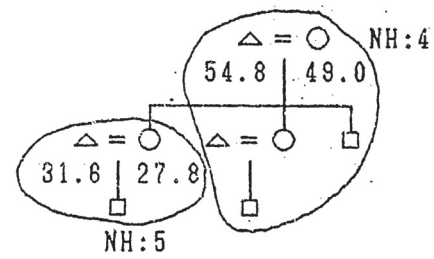
△=○ 夫婦
54.5 平均年齢

図2 親・子世帯間共同 (I 型)

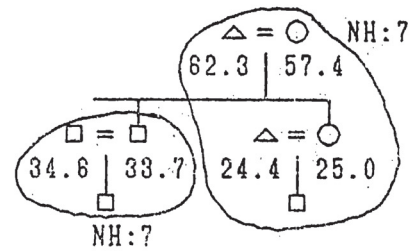
I - 1 型 6 事例



I - 2 型 4 事例



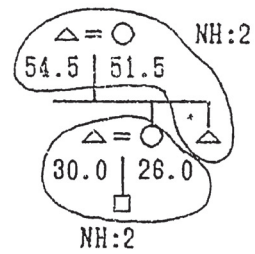
I - 3 型 7 事例



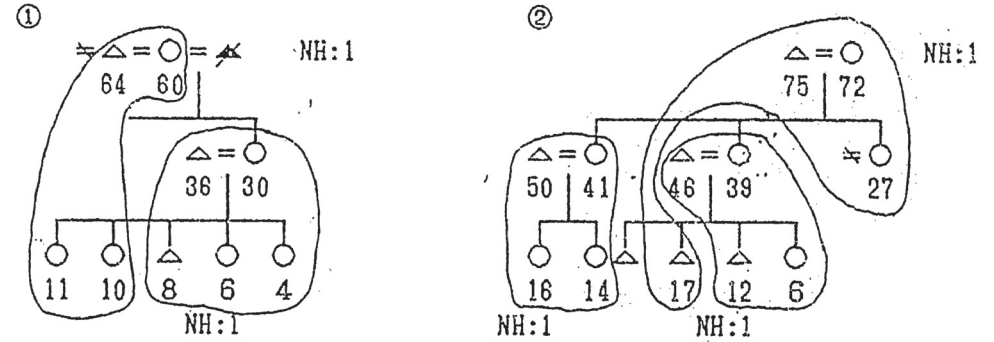
[注] NH = 世帯数、□ = 男または女

図3 親・子世帯間共同(Ⅱ型)

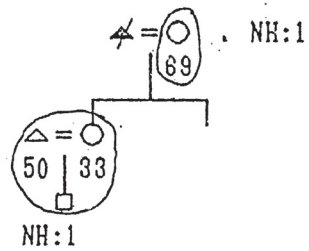
Ⅱ-1 A型 2事例



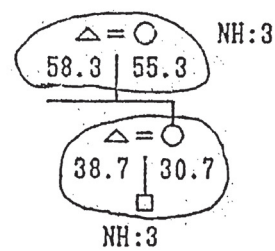
Ⅱ-1 B型 2事例



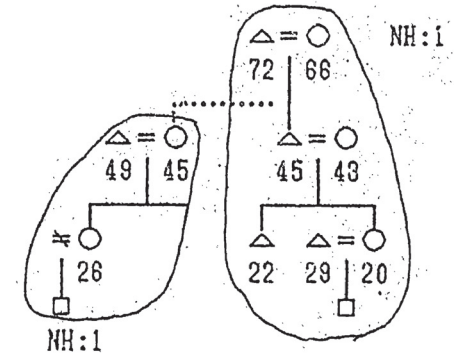
Ⅱ-1 C型 1事例



Ⅱ-2型 3事例

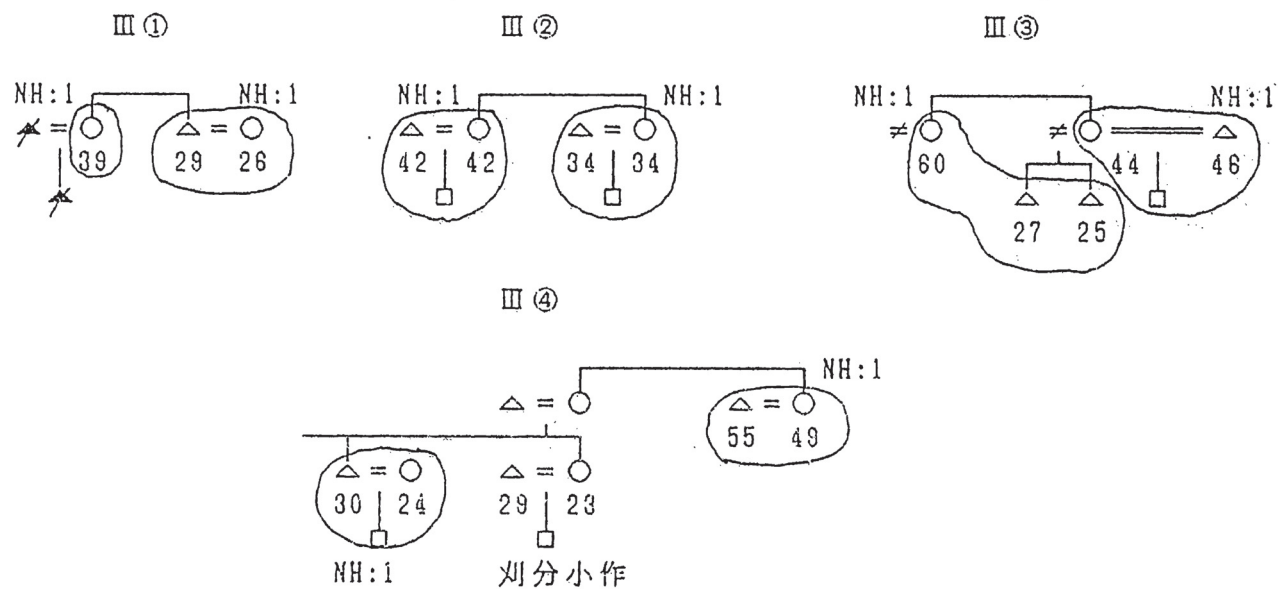


Ⅱ-3型 1事例



[注] NH=世帯数、~~△~~死亡、~~○~~離別

図4 きょうだい世帯間、おばと甥・姪世帯間の共同(Ⅲ型)



[注] NH=世帯数、~~×~~死亡、~~≠~~離別

表 1 あなたにとって父方または母方のどちらの
親族が大切ですか。 (D.D. 1983)

(1) 父方が大切である。	17
(2) 母方が大切である。	25
(3) 双方とも大切である。	29
計	71

[注] 71世帯の世帯主に問うたときの反応。

表2 近親の中で自分（世帯主）にとって重要な人 (D.D.1983)

祖父の弟	1	夫の父	1
祖母の姉	1	夫の母	1
父母	10	夫の弟	2
父	22	妻の祖母	1
父の姉の息子	2	妻の両親	2
父の弟	3	妻の父	3
母	24	妻の父の弟	1
母の兄	3	妻の母の姉の娘	1
母の姉の息子	1	妻の母の弟の妻	1
母の姉の娘	1	妻の兄	4
母の弟	2	妻の姉の夫	1
母の弟の息子	2	妻の姉の息子	1
母の妹	2	妻の弟	4
母の妹息子	3	妻の妹	1
母の長女	1	妻の親族	2
兄姉	1	妻の連れ子	1
兄	23	自分	2
姉	17	子供	2
姉の夫	1	長男	1
姉の息子	1	擬制の祖父	3
姉の娘	1	擬制の父	1
弟	7	遠縁の人	1
妹	5	全員	1
妹の夫	2	母と妻の父	1
妹の息子	1	弟と妻の兄	1
甥	1	妻の母の兄姉	1

合 計 179

〔注〕 1983年の世帯主総数 183名の内、 179名の回答である。

表3 共同世帯間の続柄

(D.D. 1981)

世帯間の続柄	合計
親 + 1人娘	1
親 + 長女	13
親 + 次女	3
親 + 長女 + 次女	1
親 + 次女 + 三女	1
親 + 三女	1
親 + 末娘	2
親 + 息子	2
おば + 姪 (養女)	2
おば + 甥	1
姉 + 妹	2
姉 + 弟	1
合計	30